



みなみ

南小の校訓：ほんきに なかよく がんばる



石岡市立南小学校
学校だより No.3
発行日 2023.4.28
文責 校長(山口)

4月1日、こども基本法が施行されました！





こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約(※)の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。(こども家庭庁 HP <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/> より)

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- | | |
|--|---|
| <p>1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。</p> <p>2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。</p> <p>3 年齢や発達に応じて、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。</p> | <p>4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。</p> <p>5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。</p> <p>6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。</p> |
|--|---|



※児童の権利に関する条約の基本的な考え方は、次の4つの原則で表されます。

<p>差別のないこと</p> <p>2  すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。</p> <p>差別の禁止</p>	<p>子どもにとって最もよいこと</p> <p>3  子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。</p> <p>子どもに もっとよいことを</p>
<p>命を守られ成長できること</p> <p>6  すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などが受けられることが保障されます。</p> <p>生きる権利・ 育つ権利</p>	<p>意見を表明し参加できること</p> <p>12  子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。</p> <p>意見を表す権利</p>

ユニセフ HP より

https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

学校では、こども施策や学校施策に関する様々な「法」や、それぞれの省庁から出される「通知」等に基づいて、児童についての様々な対応をしています。裏面には、保護者の皆様に知っておいていただきたい「法」や「学校の基本対応」をお知らせします。ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

家庭教育に関する法も改正されています！

民法改正令（和4年12月公布・施行）について

- ① 親権者による懲戒権の規定が削除されました。（民法 822 条）
- ② 親権者は子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならないが、かつ、体罰等の、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないものとする（民法 821 条）との改正がなされました。

民法等の一部を改正する法律案の中で、**児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律**について、**民法の新たな規定ぶりに合わせる改正**が行われています。いずれも、体罰の禁止、また、心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止に関するものです。

「子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」の具体的な記載は示されていませんが、児童虐待の4種類「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」などの子どもの心を傷つける行為が「法」により禁止されたと捉える事が必要です。家庭教育の参考にしていただければと思います。

法令や通知等により、学校の対応も変わります

- ◎「こども基本法」が整備されたり「民法」や「児童福祉法」などの子供に関する法令が変わったりする事で、子供の教育に携わる学校の対応も変化してきています。そのため、親世代がイメージしている「今までの」学校の対応は、「法」の整備前と後とは変わることがあります。いくつか紹介していきます。

- ◎生徒指導提要が、令和4年12月に改訂されました

生徒指導提要とは、生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成されたものです。

学校の対応も、改訂された生徒指導提要に基づいて変わっていきます。たとえば、性的マイノリティについては今回の改訂で初めて示され、「性的指向などを理由とした差別が不当である」などの人権意識の醸成や当事者への配慮等が示されています。他にも「こどもの意見表明権」を大切にすることや、学校だけでなく専門家等と連携した対応「チーム学校」なども示されています。

- ◎文部科学省からの通知について

報道等でも話題になったので、ご存知の方も多いと思います。令和5年2月7日に、文部科学省より「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」が出されました。児童生徒の行為が、犯罪行為（触法行為を含む）として取り扱われるべき事案が発生した際には、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことを示した内容です。これについては、保護者等に対して、あらかじめ周知しておくことについても示されていますので、この学校だよりを通じてお知らせいたします。

- ◎保護者に理解してほしい「学校に求められる役割」について

生徒指導提要には、児童生徒への聴取事項が虐待や犯罪等に関わるおそれがある場合は、「誰が、どうしたか…」という最低限の質問にとどめ、詳細は警察や児童相談所等の関係機関による聴取に委ねる」とあります。そのため、児童生徒からの訴えがあればそれを信じ、学校ではその真偽や詳細についての確認はせず、関係機関に委ねることになります。その後の対応については、警察や児童相談所等の関係機関が中心に行います。

場合によっては「児童の思い違いだった…」という事案が発生するかもしれません。その場合にも、児童生徒の訴えを信じ、安全を最優先にした行動の結果として、受け入れていただければと思います。